

委員会活動費の追加支給等について議論

会員集会開催



発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

神奈川県弁護士会臨時総会開催のお知らせ(予定)
日時 2024年2月27日(火) 12時30分
場所 横浜情報文化センター6F 情文ホール



最近、遂にハイドンの交響曲を聴き始めた。交響曲の父「ハイドン」である▼クラシック通の方々からは「何を今更」とお叱りを受けそうだが、自分もこう見えて小学5年でベートーベンを聴き始めて以来(かなり胡散臭い餓鬼だった)、ブルックナー、シヨスタコヴィッチから、ペルト、マユズミ、サムラゴウチまで、色々聴いてきた▼しかし、ハイドンは何せ曲数が多すぎた。公式ナンバードけで104曲。この数は除夜の鐘に迫る▼ところが聴いてびっくり玉手箱。実に美しく、堂々としていて。1曲1曲が丁寧に彫琢された宝飾品のようである。なるほど、モーツァルトほど刺激的ではないし、ベートーベンほど革命的ではないのかもしれないが、その絶妙な匙加減、正に中庸の美と評すにふさわしい。こうなると数の多さも愉しみに変わる▼というわけで、仕事合間の約30分間のリフレッシュに、ハイドンの交響曲、お勧めです▼などと半ば興奮気味にこんなものを書きながら、頭の片隅では「104曲全部聴く人って、まさかないよな…(私も含めて)」と思っ

山ゆり

昨年12月20日、2023年度の会員集会在開催された。本年度は、弁護士会館5階会議室のリアル会場に加え、各支部会館をオンラインでつないでのハイブリッド開催となった。

冒頭、島崎友樹会長からの挨拶では、執行部として、本年度の「弁護士は社会のために。弁護士会は会員と社会のために。」というスローガンの下、委員会活動における弁護士の役割の重要性を改めて見直し、執行部として委員会活動を支えたいと考え検討を重ねてきた結果として、今回の

提案テーマを設定したとの説明があった。

(1) 委員会旅費支給基準の見直しについて
当会で平成29年3月から施行している委員会旅費の支給制度につき、遠方の会合への出席などを考慮し、従来の支給金額の引上げをすること、また、現行における20日前までの事前申請を必要とする手続につき、やむを得ない事情による期限後申請を許容できるようにすることについて、話し合われた。

(2) 委員会の裁量により支出できる委員会活動費の創設について
当会における委員会活動の公平な分担及び活性化の実現のため、公益活動・委員会活動等分担金収入を原資として、各委員会が裁量によって支弁できる委員会活動費を、一律に年間10万円ずつ支給することについて、話し合われた。

(3) 人権救済事件に係る日当等の支払いについて
人権擁護委員会が担当している人権救済申立事件の処理に際し、現状で支給されている

オンラインを併用して開催

活発な意見交換が行われた

「弁護士会照会に関する研修会」を終えて

昨年11月13日、情報問題対策委員会の主催で、当会調査室長の池本康次会員を講師に招き、弁護士会照会に関する研修会が、オンラインで開催された。

研修会の内容は、照会にかかる基本的な申出方法の解説に始まり、各照会先についての各論的な注意点を解説まで、多岐にわたった。

委員のほか、多くの法律事務職員も視聴し、全体を通して非常に有意義な研修会であった。

本研修会の内容の一部を紹介したい。

まず、近時の制度の

調査費用及び日当とは別に、新たに事件処理の内容に応じた手当を支給できるようにすることについて、話し合われた。

(4) 司法改革関連特別基金の使途等について
当会の特別会計の一つである司法改革関連特別基金については、平成24年度より法律援助基金特別会計への繰り出しを行ってきたが、本年度から繰り出しをやめていることとなる提案も多く、会場

では、総会に際して予算規模等のシミュレーションを行っておいたほうがよいのではないかと、話し合われた。

また、(2)のテーマについては、裁量的支出の可能な活動費の創設については賛同する意見が多かったものの、一律の給付とするところについては消極意見や、公益活動・委員会活動等分担金収入を財源とするのであれば新たに特別会計を設けるべきではないか、といった

要件として「弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会」であることが求められるため、弁護士会において厳格な審査が行われることが期待されている。

他方で、現状照会先から回答が得られていないという各照会事例の紹介もあった。これらについては、弁護士会への信頼を更に高め、対応を得られるよう努める必要があるようにも思う。

信頼という点について、照会により得た情報の取扱いなどに細心の注意が必要であることは言うまでもない。更に進んで、本研修会では照会申出時に添付する定型書式の取扱いについても触れられた。

例えば、書式の不動文字部分を申出人において一方的に変更してしまうと、照会先からのクレームを招く可能性があることなどが、事例を通じて紹介された。書式の

文言自体、各弁護士会において、照会先と折衝した上で、照会が奏功するよう文言を検討し、定められているとのことである。申出人による不用意な文言の変更は差し控えるべきであろう。

弁護士会照会は、弁護士会への信頼により成立する手続であって、関係者の努力が不断に介在していることを、本研修会を通じて改めて意識させられた。感謝の意を示すとともに、今後もより良い制度となるよう更なる改善を期待するところである。

(会員 福島 利宗)

(大崎 徹)

司法から見た神奈川の150年 第28回

横須賀材木商放火事件の陪審裁判

その2

1935年(昭和10年)9月6日の判決言渡公判で、中島裁判長は「(被告)人の放火についての陪審員による」然らずとする答申は、これを不当と認め、改めて陪審の評議に付す」と宣し、閉廷した。「被告は茫然自失の面持ちで力なく退廷した」(同月7日の東京朝日新聞神奈川付録)。

2か月後の11月27日の東京朝日新聞神奈川付録は、前日午前11時から行われた再陪審の初回公判の様子を伝えている。弁護人に安齋林八郎弁護士が加わった。安齋は、既に4件の陪審裁判を担当している刑事弁護のベテランだった。

傍聴席は満員だった。熊谷検事は、約30分におたつて、詳細を極めた型破りの公訴事実の陳述を、図解入りで行った。被告人は「全然違います」と否認。保険会社代理店店主、被告人の妻、弟の証人尋問が行われた。「前回と打って変わって陪審員も盛んに質問を試み、法廷は「俄然活況を呈した」。

翌日の各紙は、出所した被告人の様子を大きく伝えた。東京朝日新聞付録は、「陪審の恵み」と見出しを付けて「それにも増して陪審制度のうれしさ。普通裁判であれば到底無罪になるべしとは見えぬこの事件を大衆関与のこのさばきが大幅さ

ばき的になぞを解決して一個の人格を青天白日の身としている。せつかくの陪審員の答申を一度は無にして再度目にこれを容れた司法当局の処置は世間から種々批判的となつてゐる」と書いた。横濱貿易新報は、「無罪!濡れ衣晴れて喜びの出所!答申「然らず」の一言千金の値うれし涙の軍港一家」と見出しをつけ、陪審公判の更新として「然らず」が採択され、無罪となったのは、横濱地方裁判所としては2度目と報じた。高山、太田弁護士の話には「陪審の真価」との見出しがつき、「やっと重荷が下りた。苦心した事件だ

ったよ。裁判長の説示も公平だったし、陪審員諸君も熱心だった。陪審でなければ必ず有罪になつて無実の罪に泣くことであらうが、ここに陪審のよいところがあるのではなからうか」と書き、「法曹界に興味を持たれたこの事件もついに民衆裁判による凱歌の声とともに幕を下ろした」と結んだ。非常時という言葉が語られ、陸軍省の「国防の本義とその強化の提唱」が公表され、天皇機関説排斥・国体明徴運動が強まる中で、横濱地方裁判所では、大正デモクラシーの時代に制度化された「民衆裁判」が機能していた。

刑事弁護修習の最前線 ~20年目の司法修習~

「刑共問研」

量刑の考え方

その2

会員 妹尾 孝之

日本の刑罰法規の法定刑にはかなりの幅があることが多いので、実際の量刑の場面では、①当該犯罪の社会的類型に着目して大まかな量刑傾向を把握した上で、②犯情犯罪行為をそれ自体に関わる事実により適当な刑の

幅をイメージし、③最後に一般情状(被告人の更生等の観点から考慮すべき、犯情以外の事情)を考慮して刑を調整するという3段階を経て最終的な量刑が決定されると整理されている。第1段階では、例えば、

同じ殺人罪でも保険金目的の殺人や介護苦による殺人といった類型によって量刑傾向は大きく異なるので、当該犯罪をある程度類型化して捉え、その量刑傾向を把握する。実務では、裁判員裁判対象事件であれば「裁判

員量刑検索システム」を利用することができ、このような社会的類型が検索条件として用意されている罪名もあるものの強盗罪の「タクシー強盗」など、そのような社会的類型が検索条件にないことも多い。

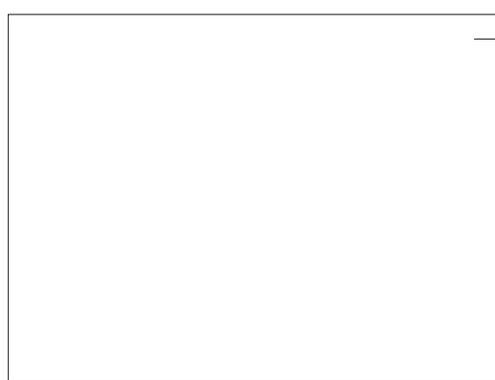
「刑共問研」では、このような過程を修習生に擬似的に体験してもらうため、実際の量刑検索システムから検索条件を変えた複数の量刑分布表を準備して配付し、検察官グループと弁護人グループには、それらも使いながら、当該事件で主張すべき情状事実をグループ討論で検討させた。

実際の事件では、この段階で検索条件を細かく変えて量刑傾向の変化を見たり、個々の事案の概要が分かる事案一覧表を精査して、量刑に影響を与えている要素やそうでない要素を見極めたりする作業が重要になる。ただ、問研では、実際にシステムを操作させることができないという制約から、類型化の際の基本的な考え方や、余りに件数が少ないと量刑傾向を読み取ることが困難になることなどを解説するにとどまった。(続く)

そのような場合には、当該事件の結果・行為の危険性・非難可能性を特徴づける検索条件を適切に設定し、その後の議論のベースとなる量刑分布表(グラフ)を決めていくことになる。

生活保護基準の引下げ後の急激な物価高騰によって、生活保護利用者の生活はますます厳しくなっている。国民の生存権を守るため、生活保護制度に関して、我々弁護士が問題意識を持つて相談に当たるとは、更に高まっている。貧困問題対策本部では、今後も継続して、当該ホットラインを実施していきたいと考えている。ぜひ多くの会員に協力をお願いしたい。(会員 小野 通子)

全国一斉生活保護ホットライン



昨年12月6日、全国50の弁護士会が一斉に生活保護ホットラインが実施された。当会でも9人の会員が参加し、10時から

15時の時間帯に実施された。今回、当会で受けた相談の件数は合計8件で、ほとんどが県内からの相談であった。

例年に比べ、相談件数自体は少なかつたものの、ギリギリの生活実態がうかがわれる相談や、生活保護利用者が業者等から差別意識を向けられていることが感じられる相談等、深刻な相談が目立つ

昨年12月16日、当会会館にて「暮らしとニギハク」の相談会を実施した。本相談会は、臨床心理士・精神保健福祉士・弁護士の3人が同時に相談

者に対応することで、心理的なトラブルと法律トラブルの絡み合った問題について、ワンストップでの相談サービスを提供するものである。

この催しを始めた当初は、専ら心理的な問題に関する相談が多かったり、逆に純粋な法律問題ばかりであったりと、相談内容の偏りが出る回も少なくなく、広報内容を少しずつ工夫することで、段々とバラ

暮らしとニギハクの相談会

た当初は、専ら心理的な問題に関する相談が多かったり、逆に純粋な法律問題ばかりであったりと、相談内容の偏りが出る回も少なくなく、広報内容を少しずつ工夫することで、段々とバラ

ふだんの自分の相談・打合せの参考にもなる大変貴重な学びとなった。(会員 谷川 献吾)

How About ADR? 16

強制執行できます！

いよいよ、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の一部を改正する法律（令和5年法律第17号。以下「改正法」という）が、4月1日に施行される。

改正法の目玉は、何と

いっても、特定和解について執行が可能になったことである。

すなわち、当会紛争解決センターの和解あっせん手続において成立した和解で、当該和解に基づいて民事執行をすることができるようになる。これは「特定和解」ということについて、裁判所の執行決定を

得た上で、強制執行をすることができるようになるのである（ただし、適用除外とされている紛争類型あり）。

これまで、当センターの和解あっせん手続における和解には執行力がないことから、同手続を敬遠し、裁判所の民事調停手続を選択したという会員も多くいるのではないかと

思う。

安心してください。執行できますよ。

また、過去の本紙記事でも記載したが、当会の和解あっせん手続は、民事調停とは異なり、あっせん人は必ず弁護士（法曹経験7年以上の当会会員）から選ばれる。さらには、期日の日時・場所の調整にも非常に融通が利く。

「あら、なかなか魅力的な制度じゃない」と思われたそのあなた。当センターの和解あっせん手続を紛争解決手段の選択肢のひとつに加えていただければ幸いです。

なお、3月1日15時から、当会会館にて、改正法の研修会が開催されるので、興味のある方は是非ご参加願いたい。

（会員 吉田 有佑）

去年夏、ある男に会うため鶴見警察署に向かった。元交際相手の女子大学生を包丁で刺し殺したとして起訴されたばかりだった被告A(23)だ。必要書類を書き終わると、うす暗い面会室でAが来るのを待った。そもそもAが面会に応じてくれるかもわからない中でAを待つ時間はとつともなく長かった。手元にあるのはノートとペンだけ。手持ち無沙汰になりながら、赤字で書き出した質問事項をひたすらなぞり気持ちを書き落した。

これまでも別の被告に面会を申し込んだことはあったが、会えたことはなかった。『応じてくれないかもな』そんな思い



が強く始めたときだった。ガチャー警察官に前後を挟まれたAがうつむき加減に入ってきた。一瞬、頭が真っ白になった

で事件に関する質問は禁じられていた。「留置場では何を？」「自身の性格は？」「ひたすら質問を投げかけていった。背中を丸め、前髪の間から時折こちらに目を向けながら静かに話す様子は「ふつうの青年」としか思えなかった。ただ、語気が強まったときがあった。「今でも数秒に1回くらい彼女を思い出すので全然寝られていない」

Aは公判で何を語るのか。残酷な事件を二度と起こさないために社会はどう変わっていくべきか、公判で明かされる真実を社会に伝えながら考えたい。

（日本テレビ横浜支局 久保 杏葉）

が、限られた時間でAのことをできるだけ知りたいという気持ちで質問を重ねた。

面会時間はたった10分。面会

常議員会三場

会員 高岡 俊之 (48期)

常議員会のいま

私は、常議員会を、議長、会長、一常議員と、それぞれ異なる立場で、連続して三場(舞台用語)経験した。この三場はそれぞれ、役割はもろろんのこと、心構えがまるで違うので、ざっとここに紹介したい。

まず、議長。役割は、常議員会の議論を実りあるものにしつつ、かつ、円滑な進行に尽力することにあつた。したがって、一切の私心は捨てた。飯田副議長が入念に用意してくれた緻密なシナリオをもとに、議事を進めた。

次に、当会会長。有り体に申し上げると、ほとんど発言をしなかった。重要場面で、一度か二度発言をただけという記憶である。その年度、年度の会長の方針やポリシーはそれぞれで、それによるところが大きいのであるが、私は有能な副会長の個性を重視し、彼らにすべてを委ねた。何かあれば最終的に会長が責任を取ればよいのである。もつとも幸い、そういう場面はなく、置物のようではなかったかと今更ながら思う。

現在は、一常議員である。私なりに頭を使って、懸命にオリジナル発言をしているつもりである。が、ここ数年、前述のとおり、自分の意思でオリジナルな発言をやり慣れていないので、「高岡さん、何それ？」的な質問をし、会長や議長の失笑をかっているように思えてならない。この辺こそ私の真髓があるようだが、あと1か月、精進したい。

理事者室 だより

委員会への感謝と

委員会活動のススメ

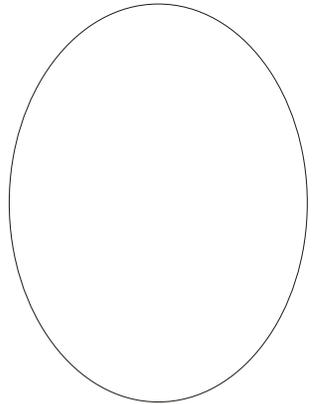
私の副会長としての業務の大半は、各委員会活動に関するものといつても過言ではない。

私は、法律相談センター運営委員会、犯罪被害者支援委員会、弁護士業務妨害対策委員会、弁護士業務改革委員会、研修委員会、修習委員会、若手会員育成支援委員会、法教育委員会、情報問題対策委員会、国際交流委員会、住宅・建設紛争対策委員会、紛争解決センター運営委員会、社交委員会等を担当している。委員会の多くはZoomでの会議となっていることもあり、時間の許す限り出席するようにしている。各委員会は、それぞれの分野の活動を継続的かつ専門的に行っており、その知見にいつも感心させられる。副会長としては、担当する委員会の活動を見守り、支援することになる。

他方、執行部の方針に従い、諮問、意見照会は様々なお願いをすることがある。どの委員会で執行部の意向をくみ取り、丁寧な回答をいただいているが、私の勉強不足のため迷惑をかけることもあり、申し訳なく思うこともある。委員の皆様には感謝の気持ちばかりである。

また、委員の顔ぶれが重複する等、会務に携わる会員に偏りがあることも実感する。副会長として勉強させられた経験は、かけがえのない私の財産となりつつある。委員会ですきたつながらや知見は、必ず実になって返ってくる。

委員会に参加できていない会員の皆様には、積極的に参加していただければよいと思う。



副会長 田中 恒司



横浜法曹ゴルフ会
忘年ゴルフコンペ

36名全員集合!



石黒康仁会員から議
長杯を贈呈される渡
辺孝太郎会員(左)

2年連続
目指せ3連覇!!
渡辺 孝太郎 会員

昨年12月19日、名門磯子CCにて横浜法曹ゴルフ会主催の忘年ゴルフコンペが行われた。絶好のゴルフ日和となったこの日、15期から74期まで総勢36名が、岩田武司常議員会議長杯を目指して熱戦を繰り広げた。

磯子CCでは、乗用カートのモニターで上位20名のスコアがリアルタイムで確認できるシステムが導入されている。忘年ゴルフでは、新ペリア方式(事前に知らされないハンディ算定対象ホール)のスコアでハンディを決めるルール)が採用されているため、実力だけでなく、運も兼ね備えた者が優勝することになる。優勝したのは、2年

連続で、69期渡辺孝太郎会員。前回は前半40、後半36のクロス76でのダンツ優勝だったが、この日は前半36、後半37のクロス73というベストクロスでの運に左右されない実力でのダンツ優勝となった。

プレイ中の乗用カートのモニターの渡辺会員の欄には、0か1しか表示されず、終了、他の会員を寄せ付けないプレイぶりであった。今回の忘年ゴルフでは、誰が渡辺会員の3連覇を阻止するのか、はたまた3連覇を果たすのかも注目である。常議員会議長杯と同時に開催された横浜法曹ゴルフ会の月例競技部門では、安定したショットを続けた31期北田幸三会員が見事優勝し、夏の年間

「シャロロック・ホームズ」という名前を全く見聞きしたことがないという人はおおよそいないのではないかと。また、「名探偵」というと、帽子をかぶってパイプをくわえ、虫眼鏡をかざしているホームズの絵柄が浮かぶのではないかと。

ホームズは、英国の作家コナン・ドイルが創造した探偵小説の主人公で、長編4、短編56の計60編で活躍している。王者決定戦への参加資格を獲得した。

横浜法曹ゴルフ会では、毎月月例競技を開催しており、和気藹々とゴルフを楽しんでいる。そして、期、年齢、性別、ゴルフの腕前を問わず、新規会員を随時募集している。ゴルフに興味のある会員は是非ご参加いただきたい。

ご連絡は、幹事の吉澤幸次郎会員又は武藤一久会員まで。(会員 井上 晴彦)

日本では児童向け作品のイメージが強く、小学校の図書室などで読んだことをおぼろげに記憶している程度の方が大半だろう。しかし本当は、教養ある大人が今読んでも新しい発見に事欠かない、汲めども尽きない泉ならぬ「沼」である。だからこそ、現在も絶えることなく続いてきている、化け物コンテツなのである。

年始から国内は深刻なニユースが続いています。本号発行時は、冬の寒さのピークを迎えているころでしょうか。日照時間が長くなるのとともに、被災地の復興も進んでいくこと、希望を持てるようなニユースにも接することができるようになることを願っています。

デスク 吉田 正穂
記者 新倉 武
大崎 徹
本多 麻紀
笠間 哲史
濱崎 亮
杉本 桃子
井上 晴彦
仲戸川 優樹

編集後記
年始から国内は深刻なニユースが続いています。本号発行時は、冬の寒さのピークを迎えているころでしょうか。日照時間が長くなるのとともに、被災地の復興も進んでいくこと、希望を持てるようなニユースにも接することができるようになることを願っています。

「シャロロック・ホームズ」という名前を全く見聞きしたことがないという人はおおよそいないのではないかと。また、「名探偵」というと、帽子をかぶってパイプをくわえ、虫眼鏡をかざしているホームズの絵柄が浮かぶのではないかと。

心理士に訊く

怒らない、円滑な対人関係のために
〜アンガーマネジメント研修〜

昨年11月24日、専修大 准教授(臨床心理士・公認心理師)を講師として
学人間科学部の松嶋祐子

松嶋祐子准教授

招き、「心理士に訊く…怒らない、円滑な対人関係のために」と題する研修会が行われた。松嶋准教授は、少年鑑別所や刑務所での心理技官としての経歴もあり、司法分野にも造詣の深い方である。本研修会は、当会会館及びオンラインの併用で行われた。会員のみなら

まず、怒りが二次感情であり、怒りの前に起こっている一次感情(内面にある感情)を理解することで、怒りが自分の感情に気付くためのセンサーになることの解説がされた。その後、白黒思考・完璧主義・「すべき」思考などイライラしやすい「考え方のクセ」、アンガーマネジメントの方法と

要であるから、関心の高いテーマだったのではないか。研修は講義とワークが織り交ぜられ、これらを通じて多くの気づきを得られる非常に充実したものであった。まず、怒りが二次感情であり、怒りの前に起こっている一次感情(内面にある感情)を理解することで、怒りが自分の感情に気付くためのセンサーになることの解説がされた。その後、白黒思考・完璧主義・「すべき」思考などイライラしやすい「考え方のクセ」、アンガーマネジメントの方法と



Sherlock Holmes

私の赤い靴 特別版

「シャロロック・ホームズ」

って何だ?

会員 二川 裕之

のかつてそう、私は、何を隠そう、日本シャーロック・ホームズ・クラブ会員なのである。この謎のベールに包まれた組織の実態及び「沼」の正体は、おいおい明らかにすることとしよう。(続く)